

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 県税に係る徴収金の収納事務の委託の一部改正

○ 優良図書の推奨

○ 有害図書の指定

○ 特定施設の設置許可申請

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

○ 特定計量器定期検査

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

【公告】

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 土地改良区役員の内任届

○ 公共測量の終了

○ 道路の位置の指定

○ 建築指導課

○ 監理課

○ 耕地課

○ 経営支援課

○ 県民生活交通課

税務課

男女共同参画青少年課

環境管理課

循環型社会推進課

産業企画課

都市計画課

経営支援課

耕地課

監理課

建築指導課

県民生活交通課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 〃

【監査公表】

○ 平成二十九年度の行政監査の結果の公表

○ 平成二十八年度分の監査の結果に基づき講じた措置の状況の公表

○ 平成二十八年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表

○ 〃

○ 〃

監査事務局

〃

〃

〃

〃

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、平成二十八年度分の監査の結果（平成二十九年十二月二十六日公表）に基づき、措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年三月二十七日

岡山県監査委員	池	本	敏	朗
岡山県監査委員	青	野	高	陽
岡山県監査委員	山	本	督	憲
岡山県監査委員	佐	藤	由	美子

平成30年3月27日 岡山県公報 第11976号

1 知事部局関係

事 務 所 名	監 査 実 施 年 月 日
---------	---------------

(県民生活部関係)

県 民 生 活 部	平成29年10月26日						
監査結果（指摘事項） ・雑入（生業・修学資金償還金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 雑入（生業・修学資金償還金等）収入未済状況 <table border="1"><tr><td>平成27年度末</td><td>64,297,639円</td></tr><tr><td>平成28年度末</td><td>53,532,013円</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>△10,765,626円</td></tr></table>		平成27年度末	64,297,639円	平成28年度末	53,532,013円	比較増減	△10,765,626円
平成27年度末	64,297,639円						
平成28年度末	53,532,013円						
比較増減	△10,765,626円						
措置の内容 ・文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な事案については、弁護士への業務委託も活用し、債権の回収に取り組んでいる。 今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額のさらなる縮減に努める。							

(環境文化部関係)

環 境 文 化 部	平成29年10月24日
監査結果（指摘事項） ・前年度の注意・指導事項のうち、支出の手続が適正でないものについて、本年度の監査においても、概算払を行っている経費について、精算決議書が作成されていないものが認められた。	
措置の内容 ・岡山県財務規則等の会計関係法規などを踏まえ、適切に行うよう関係職員に周知し、再発防止に努める。	

県立美術館	平成29年8月23日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入において、513,000円で契約しているが、請書を徴していないものが認められた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務必携等で知識の研鑽に努めるとともに、必要書類の漏れがないかチェックを行っている。 	

（保健福祉部関係）

保健福祉部	平成29年10月20日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金等）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 							
<p>雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金等）収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>9,840,970円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>5,785,230円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>△4,055,740円</td> </tr> </table>		平成27年度末	9,840,970円	平成28年度末	5,785,230円	比較増減	△4,055,740円
平成27年度末	9,840,970円						
平成28年度末	5,785,230円						
比較増減	△4,055,740円						
<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>14,951,433円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>7,770,895円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>△7,180,538円</td> </tr> </table>		平成27年度末	14,951,433円	平成28年度末	7,770,895円	比較増減	△7,180,538円
平成27年度末	14,951,433円						
平成28年度末	7,770,895円						
比較増減	△7,180,538円						
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑入（看護学生奨学資金貸付金返還金等） 債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促のほか、債務者の状況に 							

応じて、履行延期等を行っているところであり、今後とも引き続き、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理に努める。

・母子父子寡婦福祉資金貸付金

債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促のほか、債務者の状況に応じて、履行延期等を行っているところであり、今後とも引き続き、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理に努める。

福祉相談センター

平成29年8月22日

監査結果（指摘事項）

- ・児童保護弁償金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成27年度末	11,190,400円
平成28年度末	10,063,450円
比較増減	△1,126,950円

- ・平成27年度の児童一時保護委託費の支出において誤って正当債権者でない者に支出したものを、平成28年度において誤支出であることが判明したため、正当債権者への支出及び誤払いに係る返納を行っているものが認められた。

措置の内容

・児童保護弁償金

滞納者に対しては、事務担当者と担当の児童福祉司が連携し、文書、訪問、電話等による督促を行っている。児童保護弁償金徴収強化月間を年3回実施しているほか、通年で訪問徴収を行うなど、督促強化に取り組んでいる。

また、新規滞納者の発生の未然防止を図るため、児童の施設入所に際して発生する費用とその負担についての説明用チラシを作成し、納入義務者に説明するなど、納期限内納付に向け取り組んでいる。

・正当債権者への支出がなされていないもの

今後は、内部のチェック体制を強化し、正当債権者への適正な支払を行い、誤った債権者への支払等がないように努める。

倉敷児童相談所

平成29年8月3日

監査結果（指摘事項）

- ・収入未済額について、児童保護弁償金については総額が減少しているものの、児童保護弁償金に係る延滞金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成27年度末	14,406,760円
平成28年度末	10,277,810円
比較増減	△4,128,950円

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

平成27年度末	1,336,800円
平成28年度末	1,377,700円
比較増減	40,900円

措置の内容

- ・新たな収入未済の発生防止のため、滞納者との面談時などに、納付の確実な履行を求めるとともに、口座振替による期限内納付を積極的に進めている。また、電話催告や文書催告に加えて、幅広く財産調査を行い、換価可能財産が判明したケースについては滞納処分を行うなど、適正な執行に努めている。同時に、生活困窮や行方不明等により納付の見込みがないケースについては、滞納処分の執行停止を行うなど、債権の整理も進めている。

津山児童相談所

平成29年7月27日

監査結果（指摘事項）

- ・児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

--	--

平成27年度末	7,138,320円
平成28年度末	7,816,160円
比較増減	677,840円

措置の内容

- ・滞納者に対して、事務職員と児童福祉司が連携し、文書、電話及び訪問による納付の催告を行ったが、指摘事項のうち58件、225,395円の収入に止まっているところである。

引き続き催告を行うとともに、財産調査等を踏まえて滞納処分を検討するなど、収入未済の収入に努める。また、費用負担の必要性についての納入義務者への十分な説明、口座振替の利用促進、滞納の初期段階での積極的な催告などにより新たな収入未済の発生防止に努める。

健康の森学園

平成29年8月4日

監査結果（指摘事項）

- ・学園内に設置している飲料自動販売機の電気使用料の収入において、契約書では、設置許可者（岡山県障害福祉課）が自動販売機設置者負担分を収入することとなっているが、この約定に反して、当該負担分について、設置事務所（健康の森学園）が支出済の電気使用料への歳出戻入により処理しているものが認められた。
- ・契約金額100万円以上の建物修繕契約の支払において、検査調書を作成していないものが認められた。

措置の内容

- ・支出関係でその他適正でないもの

自動販売機の電気使用料については、契約書に基づき、設置許可者（岡山県障害福祉課）において、収入することとした。今後は、契約内容の確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう努める。

- ・履行確認が適正でないもの

修繕完了後、直ちに検査調書を作成することとし、作成漏れが発生しないよう、複数の職員による確認の徹底を行っており、適正な事務処理を行うよう努める。

（産業労働部関係）

産業労働部	平成29年10月30日
-------	-------------

監査結果（指摘事項）

- ・ 中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）収入未済状況

平成27年度末	565,319,547円
平成28年度末	536,100,115円
比較増減	△29,219,432円

- ・（公社）岡山県観光連盟への負担金（67,317,000円）の支出において、検査調書を作成していないものが認められた。

措置の内容

- ・ 中小企業支援資金貸付金

新たな収入未済の発生防止については、貸付組合等に対して定期的に運営診断を実施し、経営状況を把握して指導を行うことにより対応している。現在、収入未済となっている貸付金については、貸付先及び連帯保証人等との交渉や督促により、早期回収に努めるとともに、債権回収会社のノウハウや交渉力を活用し、連携して連帯保証人等への督促を行っている。

なお、自己破産等の法的整理や連帯保証人の行方不明などにより、回収の目処が立たないものについては、債権放棄等の不納欠損処分を行うこととしている。
- ・ 履行確認が適正でないもの

今後は、岡山県財務規則に基づき、適切に検査調書を作成する。

（土木部関係）

土 木 部	平成29年10月27日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額について、雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）については総額が減少しているものの、土木使用料（住宅使用料）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。 <p>土木使用料（住宅使用料）収入未済状況</p>	

平成27年度末	54,408,397円
平成28年度末	58,022,211円
比較増減	3,613,814円

雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償）収入未済状況

平成27年度末	9,893,826円
平成28年度末	9,881,826円
比較増減	△12,000円

措置の内容

- ・土木使用料（住宅使用料）

指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、県職員を含めた個別訪問による徴収などに加え、家屋明渡請求訴訟等の提起や債権回収会社及び弁護士への委託により、一層の収入確保に努める。

- ・雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償）

債務者である会社の実態が確認できず、将来事業を再開する見込もなく、かつ、差し押さえることができる財産も確認できないことから、岡山県債権管理条例第9条第1号の規定により平成27年度に徴収停止を行った。

（県民局及び地域事務所）

備 前 県 民 局	平成29年10月16日～10月17日		
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額について、県税等、雑入（生活保護費返還金）、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については総額が減少しているものの、土木使用料については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。 <p>県税等収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>2,545,835,624円</td> </tr> </table>		平成27年度末	2,545,835,624円
平成27年度末	2,545,835,624円		

平成28年度末	2,318,972,766円
比較増減	△226,862,858円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成27年度末	7,019,390円
平成28年度末	5,407,029円
比較増減	△1,612,361円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成27年度末	9,728,120円
平成28年度末	9,606,060円
比較増減	△122,060円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成27年度末	36,359,655円
平成28年度末	33,306,655円
比較増減	△3,053,000円

土木使用料収入未済状況

平成27年度末	6,294,359円
平成28年度末	6,634,739円
比較増減	340,380円

措置の内容

- ・ 県税等

滞納案件に対しては、幅広い財産調査を行い、財産が判明した場合は、迅

速かつ効果的に差押えを行う等、案件の早期解決に取り組んでいる。また、捜索やタイヤロック等の強化月間等を設け、大口・悪質案件の財産発見に努め、不動産、自動車、動産等の公売を行う等により、一層の税込確保を図っている。

特に、滞納額の約7割以上を占める個人県民税については、賦課・徴収事務を行っている市町との連携が不可欠であることから、市町からの徴取引継や徴収担当職員の研修会開催等の支援を行い、税込確保に努めている。

また、給与所得者の個人住民税については、市町と連携・協力して平成28年度から特別徴収の徹底を全県一斉に実施した。

・雑入（生活保護費返還金）

生活保護費の返還金・徴収金を滞納している者に対して償還指導を行い、平成29年12月末現在で9件156,472円（うち完済3件70,472円）を回収した。

また、消滅時効（地方自治法第236条第1項）が完成した1件985,261円については、不納欠損処理中である。

・母子父子寡婦福祉資金貸付金

滞納者に対して家庭訪問や文書・電話による償還指導を繰り返し行うとともに、生活状況に応じて分割納入等の指導を行った。あわせて、連帯保証人に滞納状況を通知するなど償還指導に努めた結果、平成29年12月末現在で、107件859,440円を償還させた。

新規の貸付にあたり、借主、連帯借主及び連帯保証人への面接を行い、償還意識醸成の徹底を図ることにより、新たな滞納の発生予防に努めている。

・農業改良資金貸付金

農業普及指導センターの指導により経営の安定化を図るとともに、償還計画を作成させ計画的な償還を促している。

償還が滞る場合は、借受者や連帯保証人との面談、電話連絡等により償還を求めている。

平成29年12月末現在で、2,661,417円が納付された。

・土木使用料

河川占用料については、文書や電話による催告及び訪問を繰り返し行い、財産調査を実施するとともに、誓約書に基づく計画的な納付を促している。

港湾占用料については、債務者の法人代表者が死亡しているものの交代等の登記はされていないため、法人名義の財産調査を行っている。

ボートパーク等施設使用料については、電話及び文書催告、訪問により回収に努めているが、一括納付が困難な場合は、分納による納付も促している。

これらの取組により、平成29年12月末現在の収入未済額は、364,162円減少している。

備 中 県 民 局

平成29年10月11日～10月12日

監査結果（指摘事項）

- ・ 県税等，雑入（生活保護費返還金），母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

県税等収入未済状況

平成27年度末	1,523,157,181円
平成28年度末	1,262,032,240円
比較増減	△261,124,941円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成27年度末	7,133,527円
平成28年度末	6,532,438円
比較増減	△601,089円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成27年度末	10,495,584円
平成28年度末	7,401,368円
比較増減	△3,094,216円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成27年度末	23,100,040円
平成28年度末	21,343,525円
比較増減	△1,756,515円

措置の内容

- ・ 県税等
納税環境の整備や広報等により納期内納付の推進を図るとともに，滞納事

案については、財産調査の徹底と迅速・厳正な差押え並びに公売及び取立てに努めるなど、収入未済額の縮減に努めている。

また、県税収入未済の9割を占め、市町が賦課徴収している個人県民税については、岡山県滞納整理推進機構の有効活用、市町からの徴収引継、市町への県職員併任派遣や滞納整理に係る助言等により、管内市町の徴収事務を支援し収入未済額の縮減に努めている。

・雑入（生活保護費返還金）

保護受給中の者については、毎月の保護費支給のタイミングで計画的な徴収を行っている。

保護廃止の者については、収入状況を確認し、返済可能額について交渉の上徴収を行う一方、返済が可能であるにもかかわらず誠意ある対応がみられない者に対しては、個別の状況を勘案のうえ、滞納処分により強制的な徴収を行った。

引き続き、滞納者が低所得であることを勘案しながら、文書や訪問による納付指導を行うとともに、返済が可能であるにもかかわらず誠意ある対応がみられない者に対しては法的手段に訴え、収入未済の解消に努める。

なお、返還金等が生じていない保護受給者に対しても、収入申告義務について繰り返し説明するとともに、世帯の状況確認に努め、新たな返還金・徴収金の発生の未然防止に取り組む。

・母子父子寡婦福祉資金貸付金

滞納者（連帯借主及び連帯保証人を含む。）に対して電話や文書、訪問により催告、償還指導を行った。償還が滞り始めた段階で、電話や文書による催告等早期に指導を開始し、市町担当者等関係者との連携を密にし、情報収集することで滞納の固定化防止に取り組んだ。

また、過年分滞納者で分納中の者については、納入の継続を促すとともに、納入が困難となった者については訪問により本人の生活状況を確認したり、償還者・償還方法の再検討、分納約束の見直しや相談を受けた。あわせて、連帯保証人への連絡や、借主、連帯借主の居所等確認のための住民票調査等を行った。

なお、償還について専門的知識・助言を必要とする場合は、本庁又は嘱託弁護士への相談を行った。

今後も、引き続き収入未済の解消に努める。

・農業改良資金貸付金

農業改良資金貸付金の滞納事案については、全て履行延期の特約承認を行っており、新たな償還計画に沿った計画的な償還が行われている。

必要に応じて、電話連絡等により滞納者の経営状況や家計状況等を把握するとともに、年度末には、滞納者及び連帯保証人に対し、文書による残高通知と計画的な償還指導を行っている。

引き続き、滞納者等の返済状況を注視しながら、計画的な償還が行われるよう指導し、収入未済の解消に努める。

美 作 県 民 局	平成29年10月5日～10月6日
-----------	------------------

監査結果（指摘事項）

- ・収入未済額について、雑入（シュレッダーダスト撤去事業費負担金等）、県税等及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額が減少しているものの、雑入（生活保護費返還金）及び農業改良資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入（シュレッダーダスト撤去事業費負担金等）収入未済状況

平成27年度末	136,510,323円
平成28年度末	136,500,323円
比較増減	△10,000円

県税等収入未済状況

平成27年度末	264,318,750円
平成28年度末	218,986,016円
比較増減	△45,332,734円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成27年度末	3,449,694円
平成28年度末	4,401,599円
比較増減	951,905円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成27年度末	6,244,187円
平成28年度末	4,984,802円

比較増減	△1,259,385円
------	-------------

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成27年度末	2,788,742円
平成28年度末	3,372,352円
比較増減	583,610円

措置の内容

・雑入（シュレッダーダスト撤去事業費負担金等）

シュレッダーダスト撤去事業費負担金については、債務者に弁済能力がないことから、岡山県債権管理条例の規定に基づき平成26年7月に徴収停止としたが、徴収停止から3年経過した後も状況が変わらないことから、同条例の規定に基づき平成29年8月1日付けで債権放棄がなされ、不納欠損の処理を行った。

スラッジ撤去処理処分費負担金については、債務者に対し電話等による督促を行った結果、債務額の一部（5,000円）が納入された。今後も債務者に対し、面談、電話等による督促を継続し、収入の確保に努める。

・県税等

滞納者の財産調査を早期に行い、財産判明後は厳正かつ迅速に差押え等の滞納処分を行っている。また、滞納整理強化月間を設け、大口・悪質事案を中心に捜索やタイヤロック等を積極的に実施し、差押えた動産等はインターネット公売による換価を行っている。

滞納額の8割以上を占める個人県民税については、賦課徴収を行っている市町村から大口・困難事案等を岡山県滞納整理推進機構や県民局へ引き継ぐなど支援を行っている。また、その収入率向上のため、平成28年度から県内全ての市町村で給与からの特別徴収を徹底する取組を市町村と連携して推進している。

今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により、収入率の向上と未収額の縮減に努める。

・雑入（生活保護費返還金）

生活保護費返還金・徴収金については、文書及び電話連絡による督促を実施、県内居住者については、訪問による督促を実施した結果、債務額の一部（平成29年12月末現在313,974円）について償還があった。今後とも督促を行い、収入確保に努めるとともに、収入未済の発生防止に努める。

・母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、滞納者に対して督促状や催告

書の送付及び電話による償還指導等の結果、債務額の一部（平成29年12月末現在1,103,972円）について償還があった。

今後も、これらの取組を継続して行うとともに、新たに償還が開始される場合は、借主のみでなく連帯借主や連帯保証人へも償還開始の通知を行って償還への自覚を促すなど、新たな収入未済の発生防止に努める。

・農業改良資金貸付金

県が貸し付けを行った農業改良資金で、現在、滞納となっている3者については、これまで、本人や家族と面談し、生活状況を把握するほか、継続的な償還に向けた指導を行っている。2者からは、一定額の償還が継続されている。

残り1者については、「税外債権整理・回収業務等に係る委託マニュアル」に基づき、平成28年度末から、債権整理・回収業務を弁護士に委託しているが、委託弁護士から借受者に催告を行っても返済が履行されないため、委託弁護士から連帯保証人等へも催告を行っているところである。

2 企業局関係

事 務 所 名	監 査 実 施 年 月 日										
企 業 局 （ 工 業 用 水 道 事 業 ）	平成29年7月14日										
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額について、給水承認取消負担金については総額に増減がなく、営業未収金（給水料金）については増加している。また、総額に増減がない項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。 <p>営業未収金（給水料金）収入未済状況</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>43,689,446円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>65,520,768円</td> </tr> <tr> <td>比 較 増 減</td> <td>21,831,322円</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水承認取消負担金収入未済状況</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>2,543,100円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>2,543,100円</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度末	43,689,446円	平成28年度末	65,520,768円	比 較 増 減	21,831,322円	平成27年度末	2,543,100円	平成28年度末	2,543,100円
平成27年度末	43,689,446円										
平成28年度末	65,520,768円										
比 較 増 減	21,831,322円										
平成27年度末	2,543,100円										
平成28年度末	2,543,100円										

比較増減	0円
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業未収金（給水料金） <p>破産手続中であったものについては、先般破産手続が終結し、配当により、一部を回収、残余を不納欠損処理した。</p> <p>その他については、平成29年3月に抵当権を設定し、債権の確保を図っているところであり、また、経営再建中の企業のものであることから、当該企業に対して、まずは滞納額の累増を防止するよう指示しているところである。</p> <p>なお、本年度7月分以降の給水料金について、滞納は発生していない。</p> ・その他の未収金（給水承認取消負担金） <p>上記破産手続中であったものであり、同様に配当により一部を回収、残余を不納欠損処理した。</p> 	

3 教育委員会関係

事 務 所 名	監 査 実 施 年 月 日										
教 育 庁	平成29年10月24日										
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校貸付奨学金、高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 <p>高等学校貸付奨学金収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成27年度末</td> <td style="text-align: right;">57,648,409円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td style="text-align: right;">46,931,246円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">△10,717,163円</td> </tr> </table> <p>高等学校等奨学金貸付金収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成27年度末</td> <td style="text-align: right;">388,553,224円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td style="text-align: right;">282,630,834円</td> </tr> </table>		平成27年度末	57,648,409円	平成28年度末	46,931,246円	比較増減	△10,717,163円	平成27年度末	388,553,224円	平成28年度末	282,630,834円
平成27年度末	57,648,409円										
平成28年度末	46,931,246円										
比較増減	△10,717,163円										
平成27年度末	388,553,224円										
平成28年度末	282,630,834円										

比較増減	△105,922,390円
------	---------------

大学奨学金貸付金収入未済状況

平成27年度末	198,438,338円
平成28年度末	153,644,147円
比較増減	△44,794,191円

措置の内容

・高等学校貸付奨学金

滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連帯保証人・保証人にも督促を行い、全ての債務者に状況を認識させている。

新たな収入未済の発生防止のため、早い段階から電話や訪問による督促を実施するとともに、猶予制度の活用についても促している。

また、繰り返しの督促に応じないなどの債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の強化を行っている。

・高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金

滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。

新たな収入未済の防止のため、市町村教育委員会とも連携し、経済的に困窮している場合には返還免除制度の周知等を行っている。

また、繰り返しの督促にも応じないなどの債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の強化を行っている。

玉野光南高等学校

平成29年10月30日

監査結果（指摘事項）

- ・授業料の督促状を送付し、納付の確認をした際に、延滞金の調定手続が行われていないものが認められた。

措置の内容

- ・保護者に説明をし、納付をしていただいた。事務室内で授業料等の未納者の状況を朝礼等で共有し、諸帳簿の点検を十分に行い再発防止に努める。

倉敷まきび支援学校	平成29年7月11日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスケットゴール購入の見積り合わせにおいて、支出予定額（積算額）を超えた予定価格を設定しているものが認められた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正に設定した予定価格に基づく事務処理の際に記載ミスをすることのないよう、複数の職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。 	

4 公安委員会関係

事務所名	監査実施年月日						
警察本部	平成29年10月30日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置違反金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。 <p>放置違反金収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>6,904,921円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>6,599,064円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>△305,857円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の常時経費において、年度末精算後速やかに戻入を行うべきところ、当該年度内に戻入されていないことが判明したため、平成29年3月に収入しているものが認められた。 		平成27年度末	6,904,921円	平成28年度末	6,599,064円	比較増減	△305,857円
平成27年度末	6,904,921円						
平成28年度末	6,599,064円						
比較増減	△305,857円						
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸収入（放置違反金） <ul style="list-style-type: none"> 新たな収入未済の発生を抑止するため、滞納者に対し、早期催促や預貯金の差押え等の滞納処分を実施している。 また、放置違反金等徴収強化期間を前年度よりも延長し、訪問催促活動を実施するとともに、総務部財政課が委託している債権回収会社に、県外に居住する滞納者の所在調査を依頼するなど一層の収入確保に努めた。 今後も、使用者責任追及の公平性を確保するため、資力があるにもかかわらず 							

<p>らず支払わない滞納者に対しては、毅然とした態度で回収に臨み、収入未済の圧縮に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戻入の事務処理が適正でないもの <p>担当者に対して、公金の取扱いの重要性を指導するとともに、毎月、担当者以外の者が精算の履行状況を点検することで、再発防止を図っている。</p> 	
笠岡警察署	平成29年7月14日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察車両による交通事故で亡失損傷したもので損害額100万円以上の事故の発生が認められた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種交通事故の絶無を期すため、朝礼及び全体会議において、全署員を対象に、車両後退時の側乗員による安全確認の徹底、県に対する損害と警察活動に与える影響、交通事故が及ぼす社会的反響等について指導・教養を実施し、交通事故防止に関する意識の高揚に努めている。 	
津山警察署	平成29年6月27日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察車両による交通事故で亡失損傷したもので損害額100万円以上の事故の発生が認められた。 ・前年度の注意・指導事項のうち、契約書の内容が適正でないものについて、本年度の監査においても、ガソリンの単価契約において徴取している暴力団排除条例に係る誓約書の内容が改正前の内容となっているものが認められた。 	
<p>措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の管理が適正でないもの <p>全署員を対象に、定期招集・朝礼時等で交通事故の防止及び物品の適正な管理について幹部が指導・教養を行っている。また、毎週火曜日を運転訓練日に指定し、運転指導員が中心となって、全署員に対して、実車による運転技能指導を実施するなど、実践に基づいた安全運転教育を実施している。</p> ・前年度の注意・指導事項のうち、契約書の内容が適正でないもの <p>注意・指導された事項については、担当者間での引継ぎを確実にを行うとともに、以後は複数者による確認を徹底し、相互チェックによる再発防止を図っている。</p> 	